

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

夫婦やパートナーなど親密な間柄で行われる暴力行為のことです。

DVの種類

身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつけるなど

精神的暴力

「誰のおかげで生活できているんだ」等の暴言、交友関係や毎日の行動を細かく束縛・監視する、無視をする、大事な物を壊す、大声で怒鳴るなど

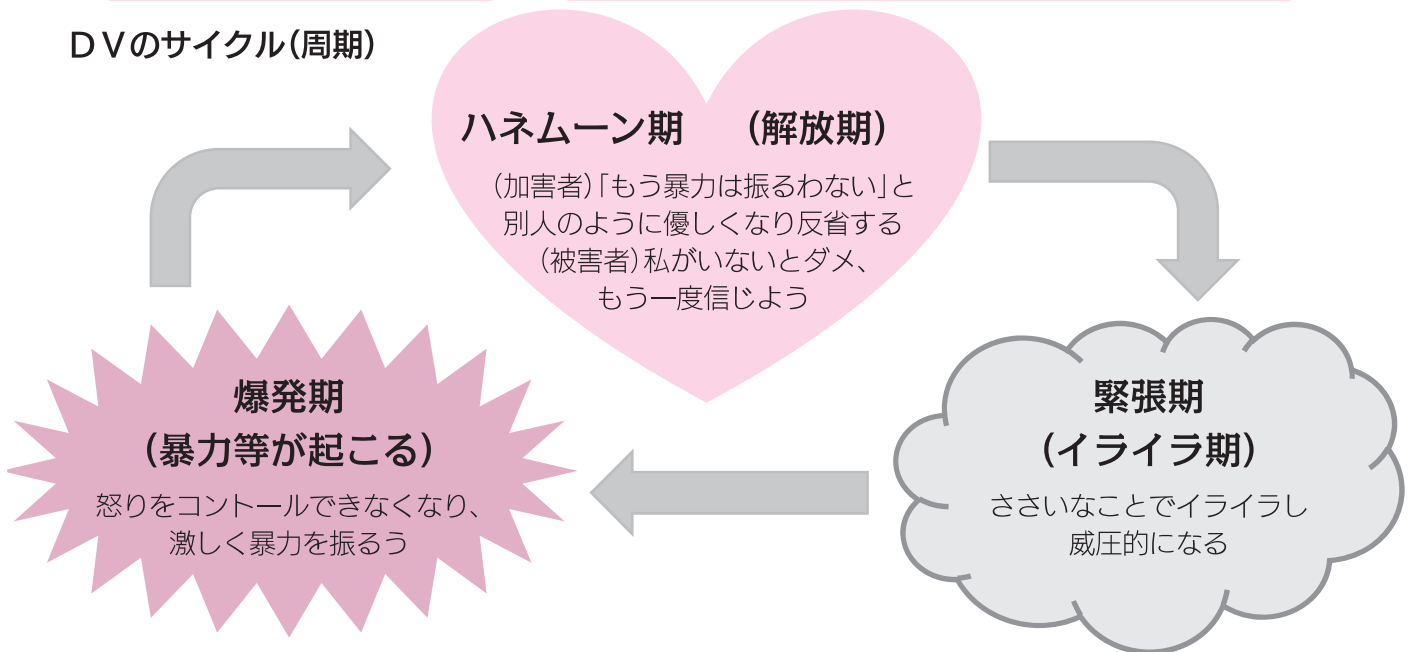
性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しないなど

経済的暴力

生活費を渡さない、借金をさせる、仕事を辞めさせる、「働くな」と命令するなど

DVのサイクル(周期)



※被害者は女性だけとは限りません。

※DVは、児童虐待と関連しています。子どもの前でDVが行われることを「面前DV」と言い、児童虐待(心理的虐待)に当たります。

※DVは、交際相手からの暴力も含まれます。交際相手からの暴力のことを「デートDV」と言います。身体的暴力や精神的暴力のほか、スマートフォン等を使った束縛や監視なども含まれます。

※秘密は厳守しますので、一人で悩まず、ご相談ください！

11月12日(金)～25日(木)は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。



パープルリボン

パープルリボンには「女性に対するあらゆる暴力をなくしていこう」というメッセージが込められています。

東松山市配偶者暴力相談支援センター(人権市民相談課) ☎81-5702

相談受付日時 平日 午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)